

資料 5

新潟市自治基本条例検討委員会開催要綱

(目的)

第1条 新潟市自治基本条例(平成20年新潟市条例第1号。以下「条例」という。)の実効性を高めるため、自治基本条例検討委員会(以下「委員会」という。)を開催し、必要な見直しを行うものとする。

(委員構成)

第2条 委員会は、学識経験者、地域団体代表者、市民団体代表者、公募による者等11名以内で構成する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、平成25年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の進行を行う。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるとき、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要的都度市長が招集する。

- 2 市長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 3 委員会の会議は、公開とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、地域・魅力創造部政策調整課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年5月25日から施行する。